

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

平成30年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
家 庭 ご み	可燃ごみ	77,260	85,740	78,230	86,730	93,010	76,280	90,460	81,600	75,570	83,560	66,640	73,430	968,510	
	搬入ごみ	10,970	14,110	12,240	11,990	13,000	10,840	16,610	11,530	10,790	6,290	5,710	11,180	135,260	
	小 計	88,230	99,850	90,470	98,720	106,010	87,120	107,070	93,130	86,360	89,850	72,350	84,610	1,103,770	
	不燃ごみ	8,820	9,380	8,040	8,560	10,370	6,920	9,370	9,370	8,640	6,520	6,230	7,300	99,520	
	搬入ごみ	21,510	24,530	15,640	14,200	16,040	11,360	32,780	26,420	17,740	4,470	4,100	9,560	198,350	
	小 計	30,330	33,910	23,680	22,760	26,410	18,280	42,150	35,790	26,380	10,990	10,330	16,860	297,870	
	粗大ごみ	210	310	160	630	380	2,150	2,090	2,210	920	50	260	680	10,050	
	古紙類	ダンボール	11,620	18,340	14,280	27,260	27,880	14,360	29,010	28,470	15,060	16,500	29,160	17,930	249,870
		新聞	0	8,240	7,220	7,180	9,160	7,600	8,420	8,700	3,300	10,570	3,680	10,310	84,380
		雑誌	7,780	7,710	7,740	12,330	7,540	0	14,090	7,060	6,230	10,620	6,670	7,460	95,230
		紙パック	0	0	334	0	0	294	0	320	0	0	300	250	1,498
	小 計	19,400	34,290	29,574	46,770	44,580	22,254	51,520	44,550	24,590	37,690	39,810	35,950	430,978	
	ガラス類	無色びん	0	0	0	12,610	0	0	0	0	0	12,180	0	0	24,790
		茶色びん	0	0	0	14,630	0	0	0	0	13,600	0	0	0	28,230
		その他びん	0	0	12,110	0	0	0	0	0	0	12,810	0	0	24,920
小 計		0	0	12,110	27,240	0	0	0	0	13,600	24,990	0	0	77,940	
金属類	スチール缶	0	0	2,740	0	1,480	0	1,270	650	1,820	0	1,210	1,130	10,300	
	アルミ缶	0	0	5,500	0	5,160	0	2,330	2,720	2,990	0	2,430	2,400	23,530	
	金属スクラップ	4,260	4,600	12,920	4,300	8,760	2,150	12,755	10,195	11,165	5,340	2,945	8,540	87,930	
	小 計	4,260	4,600	21,160	4,300	15,400	2,150	16,355	13,565	15,975	5,340	6,585	12,070	121,760	
プラスチック類	ペットボトル	2,496	3,338	2,656	4,113	4,052	3,368	3,350	2,040	2,000	2,710	2,464	2,354	34,941	
	発泡スチロール	530	0	0	0	359	0	0	0	520	0	0	0	1,409	
	その他	1,760	7,100	3,650	3,670	7,250	0	5,370	5,270	5,060	3,380	6,710	5,230	54,450	
	小 計	4,786	10,438	6,306	7,783	11,661	3,368	8,720	7,310	7,580	6,090	9,174	7,584	90,800	
布類	305	180	241	247	183	210	153	241	149	152	212	182	2,455		
使用済小型家電	0	0	1,870	3,619	0	0	0	0	1,535	2,172	1,927	0	11,123		
有害ごみ	乾電池	0	0	0	0	2,460	0	0	0	0	0	0	0	2,460	
	蛍光管	0	0	0	0	1,390	0	0	0	0	0	0	0	1,390	
	小 計	0	0	0	0	3,850	0	0	0	0	0	0	0	3,850	
計	28,751	49,508	71,261	89,959	75,674	27,982	76,748	65,666	63,429	76,434	57,708	55,786	738,906		
合計	147,521	183,578	185,571	212,069	208,474	135,532	228,058	196,796	177,089	177,324	140,648	157,936	2,150,596		
累計	147,521	331,099	516,670	728,739	937,213	1,072,745	1,300,803	1,497,599	1,674,688	1,852,012	1,992,660	2,150,596			
事 業 ご み	可燃ごみ	63,500	73,260	72,750	85,250	92,620	68,410	75,240	65,910	59,960	56,790	52,200	56,350	822,240	
	不燃ごみ	12,550	14,970	19,180	27,870	15,470	7,300	13,870	13,580	12,030	6,150	2,770	7,560	153,300	
	合計	76,050	88,230	91,930	113,120	108,090	75,710	89,110	79,490	71,990	62,940	54,970	63,910	975,540	
	累計	76,050	164,280	256,210	369,330	477,420	553,130	642,240	721,730	793,720	856,660	911,630	975,540		
総合計	223,571	495,379	772,880	1,098,069	1,414,633	1,625,875	1,943,043	2,219,329	2,468,408	2,708,672	2,904,290	3,126,136	21,000,285		
累計	287,071	782,450	845,630	1,183,319	1,507,253	1,694,285	2,018,283	2,285,239	2,528,368	2,765,462	2,956,490	3,182,486	22,036,336		

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	26,050	31,350	18,100	37,310	34,980	20,890	28,370	29,820	25,670	7,550	7,980	17,880	285,950

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月29日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月29日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月29日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月29日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月28日	5月31日	6月29日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月29日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月28日	5月31日	6月29日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月29日	第1条第2項第14号口
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月28日	5月31日	6月29日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月29日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	21,190	33,810	第1条第2項第19号

最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流)

採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月11日	5月16日	6月6日	7月4日	8月8日	9月5日	10月3日	11月7日	12月5日	1月9日	2月6日	3月6日
結果の得られた日	4月24日	5月23日	6月13日	7月11日	8月17日	9月19日	10月10日	11月22日	12月12日	1月16日	2月13日	3月13日
塩化物イオン	16	13	16	11	12	12	14	14	7	6	6	19
電気伝導率	16	16	18	16	16	15	16	16	17	15	14	20
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	4月11日	11月7日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	4月24日	11月22日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	0.004	0.007	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	0.009	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	11月7日	ダイオキシン類	0.96	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	12月10日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井（上流）

採水場所： 弟子屈町字美留和79番地1

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月11日	5月16日	6月6日	7月4日	8月8日	9月5日	10月3日	11月7日	12月5日	1月9日	2月6日	3月6日
結果の得られた日	4月24日	5月23日	6月13日	7月11日	8月17日	9月19日	10月10日	11月22日	12月12日	1月16日	2月13日	3月13日
塩化物イオン	7	7	10	6	8	7	8	8	7	7	6	7
電気伝導率	9.9	10	12	10	11	11	12	11	11	10	10	10
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	4月11日	11月7日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	4月24日	11月22日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	0.004	0.0001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.0004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目
採取した日	11月7日	ダイオキシン類	0.22	必要な措置を講じた日	
結果の得られた日	12月10日	異常の有無	無	講じた措置の内容	

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月11日	5月16日	6月6日	7月4日	8月8日	9月5日	10月3日	11月7日	12月5日	1月9日	2月6日	3月6日
結果の得られた日	4月24日	5月23日	6月13日	7月11日	8月17日	9月19日	10月10日	11月22日	12月5日	1月16日	2月13日	3月13日
水素イオン濃度(水素指数)	7.7	7.6	7.7	7.7	7.8	8.1	8.0	7.5	7.5	7.7	8.0	7.7
生物学的酸素要求量	< 0.5	0.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.9	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
化学的酸素要求量	7.6	7.8	7.8	7.4	8.6	7.4	8.2	8.8	8.3	8.1	8.3	8.6
浮遊物質	1.0	< 1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
窒素含有量	4.4	4.0	4.0	5.6	2.9	4.0	3.5	3.9	3.7	4.0	3.4	4.1
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	4月11日	11月7日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	4月24日	11月22日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機燐化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.008
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒(び)素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	2.8	0.71
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.3	0.29	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふっ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2.8	3.6			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	4月11日	ダイオキシン類	0.000066	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	5月8日	異常の有無	無	講じた措置の内容		